

社会福祉法人等指導監査実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「法人等」という。）の指導監査に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を実施し、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

（基本方針）

- 第2 指導監査は、前年度における指導監査結果の問題点を十分に考慮して、年度ごとに実施方針及び計画をたてて実施するものとする。
- 2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘に留まることなく、その発生原因を明らかにし、運営水準の向上のため助言・指導を行うものとする。
- 3 指導監査を効果的、効率的に実施するため、実施計画の策定及び指導監査結果の処理に当たっては、法人所管課、施設所管課及び関係課と十分な連携のもとに行うものとする。

（対象法人・施設）

- 第3 指導監査の対象法人及び施設は、次のとおりとする。
- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 別表1に掲げる社会福祉施設（原則、公営施設及び一部事務組合が運営する施設は除く。以下「施設」という。）

（監査の種類）

- 第4 指導監査は、一般監査と特別監査に分けて実施する。
- 2 一般監査は、一定の計画に基づき、法人等の運営全般について定例的に実施を行うものとする。
- なお、一定の基準に基づき、施設については、書面監査（ただし、児童福祉施設を除く。）を行うことができるものとする。
- 3 特別監査は、一般監査の分析結果及びその他個々の状況に基づき必要に応じ、重点的かつ継続的に行うものとする。

（実施計画）

- 第5 実施計画は、毎年度当初に法人所管課、施設所管課及び関係課と調整のうえ定めるものとする。

（実施）

- 第6 指導監査を実施する場合は、原則として実施予定日の2ヶ月前までに、監査実施日、監査対象法人等の名称及び監査担当職員名を明示し、社会福祉法人等の

代表者あて通知するものとする。

なお、法人等の代表者あてに通知する場合は、その案を監査実施課長の決裁を得て行うものとする。

- 2 法人等の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める監査資料を事前に提出させるものとする。
- 3 指導監査の実施に当たっては、公平不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導的態度で行い、つとめて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとし、担当者からの事情聴取のみに終始することなく、当該法人等の責任者をも含め相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的な指導や指示をとらないよう留意するものとする。
- 4 指導監査の終了後は、法人等の代表者及び関係職員に対し講評を行い、改善の必要な事項を指示するとともに問題点を理解させ、その対応を促し、併せて法人等からの意見等を聴取するものとする。ただし、重要事項及び関係課と協議を要する事項についてはその旨伝え、帰庁後速やかに関係課と協議するものとする。

（実施後の措置）

第7 監査実施職員は、帰庁後速やかにその結果を別に定める様式により指導監査の結果を作成する。

- 2 第6の4により協議した重要事項等のうち、文書で指摘を要する事項については、その案を監査実施課長の決裁を得て、監査対象法人等の代表者に改善結果（計画）の報告期日を定め通知する。
- 3 監査の改善結果（計画）の報告が提出された場合は、監査実施課長の決裁を受ける。

（その他）

第8 指導監査を統一的かつ効果的に実施するため、指導監査調整会議を設けることができる。

- 2 問題点が認知され対応策を検討する場合、検討会議を開催し、法人所管課長又は施設所管課長の指示により指導方針を決定する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月30日から施行する。

この要綱は、平成15年4月30日から施行する。

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する。

別表 1 指導監査対象社会福祉施設等

所管部署		社会福祉施設	
		種類	施設種別
福祉保険部	地域福祉課	保護施設	救護施設
	障害福祉課	障害福祉施設	障害者支援施設
		児童福祉施設	障害児入所施設
			児童発達支援センター
	介護保険課	老人福祉施設	養護老人ホーム
			特別養護老人ホーム
			軽費老人ホーム ※旧ケアハウス
			経過の軽費老人ホーム ※旧軽費老人ホームA型
地域創造部 こども・女性局	こども保育課	児童福祉施設	保育所
			幼保連携型認定こども園
	こども家庭課	児童福祉施設	乳児院
			児童養護施設
			母子生活支援施設
			里親支援センター